

令和7年度 千葉市特定保健指導（ICT 機器活用型）業務委託

企画提案実施要領

1 目的及び趣旨

千葉市国民健康保険では、被保険者の健康の保持・増進や、疾病の早期発見・早期治療による中長期的な観点からの医療費の抑制を図るため、特定健康診査・特定保健指導を実施し、実施率・利用率の向上に努めている。

本委託では、対象者自身が所有するスマートフォンやパソコン等（以下、「ICT機器」という。）と併せてウェアラブル端末を活用する特定保健指導を実施することで利便性の向上を図るとともに、自身の健康状態や取組結果が見える化し、対象者の行動変容及び行動継続を促す。

については、高水準の支援内容を確保するため、企画提案方式により委託者の選考を行うこととする。

2 定義

本企画提案における「特定保健指導（ICT 機器活用型）」とは、スマートフォンやパソコン等と併せてウェアラブル端末を活用することにより実施する特定保健指導のことをいう。

2 委託業務

（1）件名

令和7年度千葉市特定保健指導（ICT 機器活用型）業務委託

（2）内容

別添「仕様書」のとおり

（3）委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（4）委託料

金 3,927,000円（消費税込）を上限とする。

※委託内容のうち、数量をあらかじめ確定できない部分は単価契約とする。

3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該企画提案日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ク 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登載されていない者

ケ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第28条及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（厚生労働省第157号）に基づく、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの」（厚生労働省告示第92号）の「第2 特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律及び関連政省令・告示等を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」（令和6年4月厚生労働省健康・生活衛生局）に沿って特定保健指導を実施できること。
- (4) 保健指導に関する記録を電磁的方法として提供できること（厚生労働省が指定するXML標準形式）。
- (5) 令和元年度から令和5年度までにICT機器（スマートフォン、PC等）及びウェアラブル端末を活用した特定保健指導業務を受託し、履行した実績があること。
- (6) 令和7年度特定健康診査の結果、特定保健指導の対象とされた者で、委託期間終了時点で保健指導が完了していない者について、令和8年度も千葉市と委託契約を締結し、支援を継続できること。
- (7) ウェアラブル端末を対象者に提供し、収集されるデータに基づく指導を行うこと。ウェアラブル端末は、「歩数」、「心拍数」、「睡眠情報」など、少なくとも2項目以上のデータを収集し、対象者のICT機器と連動できること。
- (8) ISO/IEC 27001（JISQ27001）の認証を受けていること。または一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得していること。

4 参加に関する手続き

(1) スケジュール【予定】

	内 容	日 程
①	企画提案実施要領公表	令和7年1月27日（月）
②	参加申込書受付	令和7年1月27日（月）～令和7年2月10日（月）
③	質問受付	令和7年1月27日（月）～令和7年1月31日（金）
④	質問回答ホームページ掲載	令和7年2月5日（水）
⑤	参加資格確認結果通知書送付	令和7年2月17日（月）
⑥	企画提案書受付	令和7年2月17日（月）～令和7年2月27日（木）
⑦	プレゼンテーション開催	令和7年3月7日（金）
⑧	選考結果の通知	プレゼンテーション開催後

※⑧については、正式に決定次第、プレゼンテーション参加者宛て連絡する。

(2) 参加申込み

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

ア 提出期限

令和7年2月10日（月）午後5時必着

※郵送の場合も、上記期限日必着のこと。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「令和7年度千葉市特定保健指導（ICT機器活用型）業務委託 企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、千葉市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-0025

千葉市中央区問屋町1丁目35番 千葉ポートサイドタワー11階

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課 健康診査指導班

エ 提出書類

（ア）企画提案参加申込書（様式1）

（イ）誓約書（様式2）

（ウ）企業概要（様式3）

（エ）委託業務の実施体制（様式4）

（オ）事業実績（様式5）

（カ）応募事業者が令和元年度から令和5年度までに受託したICT機器（スマートフォン、PC等）及びウェアラブル端末を活用した特定保健指導業務の契約書及び仕様書等の写し（1団体 市町村国保実績優先）

（キ）ISO/IEC 27001（JISQ27001）またはプライバシーマークの登録証等の写し

オ 参加資格確認通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、令和7年2月17日（月）までに、参加決定の可否について電子メール及び書面により通知する。

なお、参加申込者が5者以上の場合は、事業実績及び実施体制より1次審査を実施し、4者を選定する。

（3）内容に関する質問

本企画提案の実施においては、説明会を行わないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア 受付期間

令和7年1月27日（月）から令和7年1月31日（金） 午後5時まで

イ 提出方法

電子メールによる。持参、郵送、電話等、電子メール以外の方法での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。電子メールの件名は、「令和7年度千葉市特定保健指導（ICT機器活用型）業務委託 企画提案質問書 ○○会社（会社名）」とし、質問書を提出するときには、必ず電話で提出の旨を連絡すること。

提出先電子メールアドレス：health.hoken@city.chiba.lg.jp
--

ウ 提出書類

質問書（様式6）

エ 質問に対する回答

令和7年2月5日（水）までに、ホームページにて公開する。

なお、質問の回答内容については、本実施要領の追加又は修正とみなす。

（４）企画提案書の提出

参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

ア 提出期間

令和7年2月17日（月）午前9時から令和7年2月27日（木）午後5時必着

※郵送の場合も、上記期限日必着のこと。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「令和7年度千葉市特定保健指導（ICT機器活用型）業務委託 企画提案書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、千葉市では責任を負わない。

ウ 提出先

上記参加申込書提出先と同じ

エ 提出書類

（ア）企画提案提出資料（様式7）

（イ）企画提案書

企画提案書の内容については、別紙「企画提案書作成事項」に基づき作成すること。

（ウ）参考見積書

上記エ（イ）の企画提案書の最終頁に作成すること。数量及び項目は別紙「見積数量」を参照。見積りの項目は、プロポーザルの内容により変更可能であるため、仕様の内容を満たしていれば任意の項目で作成も可。

（エ）保健指導対象者向け使用教材の見本

※使用教材が複数ある場合は主なものを提出すること。

オ 提出にあたっての留意事項

（ア）提出は1参加者につき1提案とする。

（イ）企画提案書、使用教材の提出部数は、10部（正本1部、副本9部）とする。

（ウ）提案書の仕様は、A4版（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。なお、図表等は必要に応じて、A3版折り込みも可能とするが、この場合、A4版2ページと数えるものとする。

（エ）企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。

（オ）提案書の構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。なお、副本については、企画提案書の内容から、企業名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。※使用教材についても副本には企業名を除くこと。

（カ）提案書の表紙には、①宛名「千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課」、②タイトル「令和7年度千葉市特定保健指導（ICT機器活用型）業務委託 企画提案書」、③提出年月日、④会社名（※正本のみ）を記載すること。

カ 提案内容（本文）は、40ページ（表紙、目次、あい紙等を除く。）までとし、使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。

- キ 参考見積書について、本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、合計金額を明記する。
- ク 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。
- ケ 本企画提案は、あくまでも委託事業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、逐次千葉市と協議して決定することとなるので留意すること。

5 委託業者の選考

（１）プレゼンテーションの開催

下記の要領で、企画提案書提出者によるプレゼンテーション（選考会）を行う。なお、プレゼンテーションにおいては、別途要綱に基づき設置している千葉市特定保健指導（ICT 機器活用型）業務委託契約検討委員会（以下、「検討委員会」という。）の委員が審査し、選考を行う。

ア 日 時 令和7年3月7日（金）午後（予定）

イ 会 場 千葉市役所本庁舎（予定）

※日時、場所等の詳細は対象者に別途連絡する。

ウ 出席人数 各社2人までとする。

エ 時 間（1社あたり）

35分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答15分）

オ 留意事項

- （ア）プロジェクター及びスクリーンは市が会場に設置するが、パソコンの貸出は行わないので留意すること。なお、接続等のトラブルがあった場合は千葉市では責任を負わない。
- （イ）説明にあたっては、事前に提出した企画提案書一式のみに基づくこととし、追加資料の配布は認めない。
- （ウ）プレゼンテーションは、千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定に基づき、非公開で行う。

（２）選考方法及び選考基準

① 選考方法

企画提案内容を審査し、採点により最高点数を獲得した提案者（以下「最優秀提案者」という。）を第1位として選考する。なお、最高点数を獲得した提案者が複数で同点の場合は、概算見積額の低い提案者を第1位として決定する。その際、概算見積額も同額だった場合には、検討委員会の委員長による採点が高い提案者を第1位として決定する。

なお、提案者が1者のみの場合も審査を行うこととし、点数が60点以上であれば受託候補者とする。また、提案者が2者以上であり、最優秀提案者の点数が60点未満の場合、委託業者として選考しない場合もあるので留意すること。

② 選考基準

選考にかかる審査項目、評価の視点、配点（100 点満点）は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
実施体制	円滑に当事業を実施するための職員配置、人材育成及び危機管理等の体制が整っているか。	20 点
事業実績	・令和 5 年度に受託した特定保健指導（ICT 機器活用型）の初回面談実施者数（積極的支援と動機付け支援合算） ・令和 4・5 年度に受託した特定保健指導（ICT 機器活用型）の初回面談実施者数のうち、評価まで終了した者の割合（積極的支援と動機付け支援合算） ・令和 3～5 年度に受託した特定保健指導（ICT 機器活用型）で市町村国保の受託実績があるか	12 点
利用促進の工夫	初回面談を受けさせる工夫及び途中で脱落させない工夫がされているか。	14 点
支援方法	ウェアラブル端末やアプリ等を有効に活用し、対象者の行動変容及び行動継続につなげることができるか。	39 点
事業評価、提案の 具体性・実現可能性等	事業の効果検証を行い、課題を明確にできるか。提案内容は具体的で実現可能なものか。また、積算の内訳・金額は妥当か。	15 点
合 計		100 点

（3）提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 見積額が、本要領 2－（4）に記載する委託料を超過した場合
- イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出書類に重要な誤脱があった場合
- オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- カ 審査の公平を害する行為があった場合
- キ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 選考結果の通知

選考結果については、プレゼンテーション開催後、採用、不採用にかかわらずプレゼンテーション参加者提案者全員に電子メールにより通知する。また、最優秀提案者については企業名・点数を、最優秀提案者以外の参加者については点数のみを、千葉市ホームページに掲載するものとする。なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めない。

6 契約方法

- (1) 最優秀提案者の決定後は、最優秀提案者より改めて見積書を徴収し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。
- (2) なお、前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

7 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- (3) 提出書類や選考結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。
ただし、企画提案書選考期間中は、同条例第7条第1項第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (4) 本企画提案に関連し知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 当該委託にかかる令和7年度当初予算の議案議決が得られない場合は、契約手続を中止する。なお、これに伴う責めを千葉市は一切負わない。

8 問合せ先

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課 健康診査指導班
〒260-0025
千葉市中央区問屋町1丁目35番 千葉ポートサイドタワー11階
電話 043-238-9926
Eメール health.hoken@city.chiba.lg.jp
担当：健康診査指導班 矢島・中田